

昭和二十六年五月二十八日(月曜日)午後二時十九分開会

○土地收用法案（岩沢忠恭君外六名発議）

○土地收用法施行法案（岩沢忠恭君外八名
六名発議）

○北上川開発法案（川村松助君外八名
発議）

○河川道路都市及び建築等各種事業並
びに国土その他諸計画に関する調査
の件

○委員長（小林英三君） 只今から委員会を開会いたします。

○住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○継続調査承認要求に関する件

（調査報告書に関する件）

○土地収用法案について岡田第三部長に逐條説明をお願いいたします。速記をとめて……。

午後二時二十分速記中止

午後三時三十八分開会
○委員長(小林英三君) 休憩前に引続
きまして、建設委員会を再開いたしま
す。土地收用法案の質疑を続行いたし
ます。第八章から。

○法制度局參事(岡田武彦君) 第八章、
收用又は使用に關する特別手続につき
まして御説明申上げます。

第一節は收用委員会の調停に關する規定でございます。この第一節は全部
新らしい制度でございまして、調停といたしまして、協議を開始し、又は裁決を申請した後におきましても、協議の成立があるとか、又は四十八條の調停の申立に關する規定でござりますが、当事者同士が協議を開始し、又は裁決を申請した後におきましては、起業者はいつでもすべての土地所有者及び関係人の同意を得なくてはなりません。次に第十八條第一項の規定によります裁決が開始できるまでは、起業者はいつでもすべての土地所有者及び関係人の同意を得なくてはなりません。次に第百八條の規定でございます。次に第百九條は、調停委員に關する規定でございまして、調停委員は三人で組織するのであります。したがつて、その調停委員は、收用委員会の委員のうちから收用委員会の会長が命ずることになつております。但し第百九條第四項にござりますように、三人のうち二人は、收用委員会の委員でない者で、ここにござりますように、起業者が推薦する者、土地所有者及び関係人が推薦する者を以て命ずることができるのです。以下はこの委員会の会議に關する規定でございます。第百十條は、調停の手続は公開しないといふことを原則に謳つておるわけであります。第百十一條、これは意見の聽取に関する規定でございます。百十二條、

これはいよ／＼最後の調停案の作成及び勧告に關する規定でございまして、調停委員は全委員の一致を以ちまして、調停案を作成して、これを起業者及び土地所有者、關係人に示しまして、相當と認める期限を付して、その受諾を勧告しなければならないことに相成つております。第百十三條は、調停案の受諾に關する規定でございまして、これを受諾しましたときは、調停書を作成いたしまして、署名押印して、これを作成いたしましたときには、調停申立の却下調停委員に提出することに相成つております。百十四條は、調停申立の却下及び取下に關する規定でございまして、説明は省略いたします。第百十五條は、調停の効力に關する規定でござります。百十四條は、調停委員が受理いたしますときは、この法律の適用によりましては、第四十條によりますところの協議が成立したものとみなしますのでござります。以上が第一節、調停制度に關する規定でございます。

次に、第二節は協議の確認に關する制度を設けておるのであります。これも全く新らしい規定でござります。第一百六十六條、協議の確認の申請に関する規定でございます。起業者と土地所有者及び關係人の全員との間におきましても、協議が成立いたしましたときは、起業者は土地細目の公告があつた日から一年以内に限りまして、当該の土地所有者及び關係人の同意を得まして、當該土地の所在する都道府県の收用委

員会に協議の確認を申請することができることになります。この場合に、土地申請書の記載事項を第三項に掲げてあるわけでございます。それから第百一十七條、これは協議確認申請書の欠陥の補正に関する規定でございまして、先だつて御説明申上げましたところの第十九條の規定を準用いたしまして、欠陥の補正を行う場合の規定を置いておるわけであります。第一百十八條、協議の確認に関する規定であります。收用委員会は確認申請書を受理いたしました場合におきましては、市町村別にこの当該市町村に關係のある部分の写真を当該市町村に送付いたすわけでございます。そうして市町村はこれを受取りますと、直ちに確認の申請があつた旨を公告し、公告があつた日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならないでございます。こゝの縦覧期間内におきまして、利害関係人は收用委員会に異議の申立てができることがあります。收用委員会は第五項にござりますが、收用委員会は確認の申請が法令の規定に違反せず、又前項の規定による異議申立てがなされ、或いは又異議の申立てがあつた場合におきまして、その異議の申立てが同項の規定に違反し、若しくは理由のないことが明らかであり、且つ協議の内容が第七章、と申しますのは、收用又是使用の効果に関する規定でございまが、その規定に適合いたしますときは確認をしなければならないでござります。それから第百十九條でございま

ますが、これは確認を拒否する場合の規定でございます。これは條件のない場合におきましては、これは拒否しなければならないという規定でござります。第百二十條、その確認処分の方式及び確認書の送達でございます。これはいろいろと書いてござりますけれども、確認いたします場合、若しくは拒否いたします場合におきましては、文書を以ていたすということを書いてあります。第二十一條は、確認の効果に関する規定でございまして、その確認がありましたときは、この法律の適用につきましては、四十八條第一項の規定によりますところの収用又は使用的裁決があつたものと見込まれるのあります。この場合におきまして、起業者、土地所有者及び関係人は協議の成立及び内容を争うことができないのでございます。以上が第二節の協議の確認に關する規定でございます。

次に、第三節、緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用、第二十二條は、非常災害の際の土地の使用に関する規定でございます。起業者は非常災害に際しまして、公共の安全を保持するために、緊急に施行する必要があります場合におきましては、これは特別の規定であります。この場合におきましては、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間につきまして、当該市町村の許可を受けまして、直ちに他人の土地を使用することができるという規定でございます。これは特別の規定で

ございまして、これにつきましては十分私権を尊重いたしますように、例えによつて使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間は、公共の安全を保持するために必要且つやむを得ないと認められる範囲をこえてはならない。」、こういうふうに使用の方針等につきまして制限を設けておるのであります。次に第二百二十三條は、緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用に関する規定でござります。現状のように非常災害ではありませんでも、起業者は裁決の申請をいたしておられます場合におきまして、緊急に施行する必要が生じた場合におきましては、裁決が遅延することによって事業の施行が遅延して、その結果災害を防止することが困難となり、その他公共の利益に著しく支障を及ぼす虞れがありますときには、起業者の申立によりまして、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提供させた上で許可することができるのです。この場合につきましては、二項以下におきまして、例えば第二項におきましては「前項の規定による使用の期間は、六月とする。」と限定いたしておられます。この場合につきましては、「前項の規定による使用の期間は、六月とする。」と規定されています。次に第二百二十四條は、この二つの條文の規定によります。次に第二百二十四條は、この二つの條文の規定によります。次に第二百二十四條は、この二つの條文の規定によります。次に第二百二十四條は、この二つの條文の規定によります。

○田中一君 百十八條の三行目の「市町村別に当該市町村に關係のある部分の写」というのは、その收用される、何と言いますか、細目でですね、それを全部殊更に村なら村単位でその写を配ると、そういうわけですね、全体のものは要らないけれども、その部分だけを送ると、こういうわけです。

○説明員(高田賢造君) その通りでございます。

○田中一君 第三節の百二十三條です

が、「(緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用)」とあります、が、このおしまいのところに「起業者の申

立により、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提供させた上

で、直ちに、当該土地を使用すること

を許可することができます」とあります

が、その担保というのは物ですか、金

設けているのでございます。ここに第一項にござりますように、起業者は、

第三項に

るわけであります。併しながら百二十九條にもござりますように、普通の場合の補償がござりますときには、必ず緊急の場合でございますので、一応使用者をさせまして、争いがあるときは担保その他で補償をいたしまして、あとではつきりこれをきめるというシステムをとらざるを得ない。又そういうふうにしましても、公平の原則に照らしまして、必ずしも不都合ではないわけでございます。従いまして事後払いの原則をこの百二十三條の例にとりましても不都合はないのであります。併しながら、なお丁寧に考えまして、起業者が自発的にこの自分の見積った額があります以上は、それは義務としてこれを払うようになしたした規定で、非常に親切にわざ／＼書いてあるのであります。一般原則は使用の場合には、すべて事後払いが建前であります。

○田中一君 いや結構です。

○委員長(小林英三君) 次は第九章に移ります。

○説明員(岡田武彦君) 第九章、手数料及び費用の負担に関する規定でございます。第二百二十五條は手数料に関する規定であります。これは現行法にない新らしい規定であります。ここにござしますように、事業の認定を申請する場合とか、收用、使用又は損失の補償の裁決を申請するとか、この條文に書いてあります場合におきましては、建設大臣又は都道府県知事によつて処分機関が違つておりますので、当該処分を行ひますところの機関、即ち國又は都道府県に一万円をこえない範囲において政令で定める額の手数料を納めなければならぬということになります。次に百二十六條、これ

は鑑定人等の旅費及び手当の負担に関する規定でございまして、鑑定人と参考人の旅費及び手当は起業者の負担とするという規定でございます。これは現行法に類似の規定がございます。第二百二十七條から百二十八條、この二つの條文は、手続の費用、義務の履行費その他の費用の負担、徴収等に関する規定でございます。第二百二十七條は、起業者、土地所有者及び関係人がこの法律又はこの法律に基く命令に規定する手続その他の行為をし、又は義務を履行するため必要する費用は、それ／＼の者かみずから負担するという規定でございます。百二十八條、これは市町村長が、先ほど御説明申上げました第九十九條によりまして、土地若しくは物件の引渡しとか、物件の移転の代行等をいたします場合に要しました費用を徴収する場合に、どういうふうにして徴収するかという、費用の負担に関する規定を書いたわけでございます。

をするということにとどまるのか、どういうことで質問したらしいかわからんけれども、收用委員とは身分上全然異なつておりますね、收用委員である者が調停委員になれますか、收用委員の権限、決定というものと……、調停の委員はおのずから調停に違いないのですが、調停委員といふものを殊更に作らないで、收用委員の三名が調停の役割を果せば、それでいいのじやないかと思うのです。改めて調停委員といふものが生れたということの……、調停委員法とか何とかいうものがあるかどうか、私は詳しく知りませんけれども、若し調停委員といふものを作らなければならぬ必要があつて置くのですか。そのところが……。收用委員の三名が、そういう場合には調停の責任を負うとか、何とかいうようなことでいいのじやないかと思うが、どういうことですか。

うさせるゆえんじやないか、こういろいろなことは必ずしも調停委員だけにこだわらない、收用委員だけにこだわらないというつもりでございます。

○田中一君 收用委員と調停委員との身分上のウエイトはどうなんですか。何と言ひますかね、どちらが……、調停委員の決定に收用委員は服さなければならぬとか、そうすると、收用委員の權威というものはなくなつてしまふ。收用委員というのは、今局長がおつしやつたように、双方の妥当なる点を示すわけあります。それでもなお紛争があるという場合に、調停委員との比較、調停委員といふものと收用委員といふものと、どちらのほうにウエイトがあるか。

○説明員(高田賢造君) この收用委員会の調停の制度が生まれましたのは、收用委員会の本来の手続でござりますと、余りにも形式がやかましく、或る程度強制的な効力を持ちますので、當嚴格な法律的手續で進めなければならんわけであります。併しこの調停は、そういうむずかしい法律的な手續にこだわらずに、できるだけその当事者の意思が十分入るような、調停案そのものの中に当事者の両方の意見が入ります。もつと簡易な調停手續といふやうのを一応用意して置く必要がある、これがここに掲げました調停制度が生れたゆえんでございまして、むずかしい法律上の効力とか或いは法律上の手続というものは、ここに御覽下さいますように、余り書いてないのです。相当運用の妙を發揮いたしまして、両方の当事者の意向を調停委員でうまくまとめて、まるく收めるといふところに本来の收用手續と全然性質

が違うところがござります。調停委員会を設けましたのは、飽くまでまるく収めるというところからいたしまして、工夫した規定でございます。

○田中一君 第五十條ですね、「收用委員会は、審理の途中において、何時でも其のほうは、收用の手続の中に入りましたから、而も入りました後において委員会が開始した、その規定の中におきましての和解を勧めることができる。」とあります。が、この和解と調停の解釈はどうですか。

○説明員(高田賢造君) 五十條の和解のほうは、收用の手續の中に入りました後において委員会が開始した、その規定の中におきましての和解でございます。この調停のほうは、收用手續の中に入りますまでの段階で、或いはその外での話し合いでまとめるという一つのところを狙つたわけでございます。

○田中一君 收用委員が調停委員になつてますね。收用委員会の和解でありますね。それから調停委員の中に收用委員以外の者から入れるという根拠は、お説のように、理窟を言わずに話を進めて行こうという趣旨からわかります。が、この場合には、この委員外の二人の者は收用委員としての資格を持つのですか。八章の第一節の收用委員会の調停、その場合には、入った場合には、收用委員としての資格をその調停の機関が持つのですか、持たないのですか。

○説明員(高田賢造君) 第一節の見出しが收用委員会とざいますのは、今までここに百九條の第五項にござりますように、この調停委員会の委員長は收用委員会の委員の中から選ばれますが入りまして、收用法のむずかしい手続ではございませんけれども、或

意味におきまして、收用委員会の委員がそこに入りまして、そこでいろいろお世話をされるという意味におきまして、收用委員会といふ名前をつけてございます。併しながら手続はこれはやはり御心配のように、收用手続とは別個の離れた手続でございます。

○田中一君 そうすると、これはこの委員外の二人の者は調停委員になれる、それは收用委員としての資格はないのですね。

用法の收用手続の中の收用委員とは違うのでござります。

○委員長(小林英三君) ほかに御意見がないならば、第十章に移ります。訴願及び訴訟。

○法制局参事(岡田武彦君) 第十章訴願及び訴訟について御説明申上げます。第二十九條は、訴願に関する規定でございまして、第一項は、都道府県知事がいたしました事業の認定に対しまして、利害関係を有する者が、この当該事業の認定について不服がありますとき、建設大臣に訴願することができるという規定であります。第二項は現行法ともございまして、收用委員会の裁決に対する不服がある者は、建設大臣に訴願することができるという規定でございます。第三十條、訴願が決に関する規定、この場合、訴願がおりました場合におきましては、建設大臣はこの事業の認定が法令の規定に違反し、又は不当であると認めるときは、事業の認定の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決をすることができるのですが、收用委員会の裁決に対する不服の訴願があ

つた場合におきましては、その裁決が

法令の規定に違反し、又は不当であると認めるときは、建設大臣は原裁決の全部又は一部を取消し、又は変更する

裁決をすることができるのですが、

第三項以下は、それに伴う手続規

定が書いてあるのでございます。第一百三十一條、これは建設大臣が訴願に対しまして裁決いたしましたときは、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならぬという規定でございま

す。第一百三十二条、訴訟、これは現行法と殆んど類似の規定でございます。

○委員長(小林英三君) 御質疑がなけれ

ば、十一章に移りたいと存じます

が、御異議ございませんか。

○田中一君 土地調整委員会ですね。

これは何故土地調整委員会を聞くべきではないのですか。

○政府委員(鷹江操一君) この間説明いたしました。

○委員長(小林英三君) それでは第十

一章に移ります。難則。

○法制局参事(岡田武彦君) 第十一章

期間の計算方法と通知及び書類の送達

の方法の規定でございまして、現行法

の例によるという規定でございます。

それから第十條から最後の條文でござります第五大都市における区とかという

ものに読み替える規定を置いておるわけ

であります。

○小川久義君 次に進めて頂きたい。

○委員長(小林英三君) それでは第十

二章に移ります。罰則。

○法制局参事(岡田武彦君) 罰則につ

いて御説明申上げます。第一百四十一條

以下百四十六條までは、この法律の規

定に違反した場合の罰則に関する規定

でございまして、現行法は古いため

に、罰金等につきまして、相当修正す

る必要がございますので、現下の経済

情勢と睨み合せまして、又他の刑罰法

令とも権衡を失しないように勘案いた

しまして、この罰則に関する章を設けた次第であります。

○委員長(小林英三君) 御質疑がなけれ

ば、土地收用法案の質疑を終えまし

て、土地收用法施行法案を議題にいた

しましたと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

○委員長(小林英三君) それでは土地收用法施行法案を議題に供します。簡単なる説明を請います。

○法制局参事(岡田武彦君) 土地收用法施行法案は、現行土地收用法から新規の経過的規定を設けておるのでござります。

それでは両法案を一括して

認めます。

○委員長(小林英三君) 御異議ないと

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

○委員長(小林英三君) 御異議ないと

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法

及び土地收用法施行法案につきまし

ては、討論を省略して直ちに採決に入

りたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(小林英三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て……皆さんにお詫びいたします。

只今議題となつております土地收用法</

議題に供します。両法案を原案通り可決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔總員起立〕

○委員長(小林英三君) 全会一致であります。よつて両法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議におきまする委員長の口頭報告の内容は、先例に従つて行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長（小林英三君） 御異議ないと
認めます。

それが、兩法案を可とされた説、君は、成規の通り順次多数意見者の署名をお願い申上げます。

多喜利見者景名
小川 久義 島津 忠彦
平井 太郎 深水 六郎
田中 一 宗敬

○委員長(小林英三君) 速記をとめ
て.....。

〔速記中止〕

○理事(小川久義君)速記を始め
て……。

これから引続いて委員会を開きます。更に今日の日程に上つております北上川開発法案に対する、先日提案された

由の御説明を聞いたのですが、もう少し詳細に伺いたいと思います。

○委員外議員(高橋進太郎君) 先日提案理由の説明を申上げたのですが、その際御配付申上げました北上川の地図を御覧頂きますればわかると存じますが、この前も申上げました通り、北上

川は約二百四十二キロで、宮城県並びに岩手県を貫いておりまする東北随一の川でございます。従つて百五十万の住民がその生業を托しておる地域であり、その地域からだけでも米が二百四十万石もとれる。今回この改修によりまして、大体八十万石以上の米の増産が期待できるという結論に相成つておりますのであります。そこでなぜ一体この計画に着手いたしましたかといふ経過を申上げまする前に、この北上川の近年起りました水害の実況について、ささか申上げたいと存じます。説明書にもございました通り、明治初年以来、約九十回の水害がたび重なつておなり、これがために岩手、宮城がいわゆる困窮のどん底に落ちまして、両県とも日本で尻から一、二を争うような貧乏県に相成りましたのも、全くこの水害と苦闘に苦労を重ねたというようなことが最も大きな原因をなしているのであります。そこで最近の水害の最も大きいのは昭和二十二年の七月に宮城県の追川、北上在の水系である追川が決壊いたしまして、石越村といふ村を中心いたしまして、約四十日以上に亘つてその村の大部分が水底に没し、且つ住民がそのために或いは北海道に身売りし、或いは婦女子の身売り等も惹き起したというよろくな問題があつたのでござりまするが、その年の九月にはカザリン台風がございまして、一方においては一関を中心いたしました殆んどの部分がいわゆる長い間軒まで達するところの泥土と化し、宮城県におきましては、岩手県を境といたしましてところの上沼村といふ所で北上川が決壊いたしましたのであります。北上川の決壊いたしましたのは明治九年以來

始めてでありますて、この北上川の決壊によりまして、一関と同様に宮城県の北部におきまする約八万町歩の耕地は全部一望の泥海と化するという状況に相成り、長いのは四十数日もそういふ状態が続いたというので、それを機会にいたしまして、事新らしく北上川の問題が大きく取上げられたのであります。と申しますのは、従来北上川が大体宮城県の部分につきましては、一応の改修工事ができ上りましたて、即ちここにございまする新北上川といふ、この今まで石巻に流れておりますたところの北上川の出口を追波といふ太平洋岸に分水いたしまして、この解決を図つたのであります。従つて一方住民といたしましては、即ち北上川の一応の体系はできた。従つて事北上川に関する限りは先ず大丈夫ではないかという考え方をしておつたのでございませんが、

そんなばかなことはない。それは電話の誤まりであろうとさえ言つたその葉が、約三時間後におきましては、泣く壊いたしまして、先ほど申上げました通り、宮城県の北部におきましては、約八万町歩の土地が一瞬に水底に没したという記録があるのであります。聞いて昭和二十三年におきましても、これ又八月と九月におきましては、アイオン台風がありまして、再び一関は全國稀に見る惨状を呈したのであります。続いて二十四年度も水害があり、且つ又二十五年の八月におきましては、この北上川の水系を中心にして、両県下に水害があつたのであります。かくのべても、同じような水害が、この北上川の水害が、この五カ年間にわたるたのはただ一度である。而も御寧寧とく、この数カ年間、連年、而も多い所では只今申上げました石越という村のごときは、この五カ年間に米をとつたのはただ一度である。而も御寧寧年に二度ずつ起すところの水害を見舞われて、四十日以上もその水が引かないといふよう、こういう水害がたびあるたびあるというのは、全国でも稀なる所であり、全くほかにない例でござります。そのために昭和二十二年以来、年々数十万石の米がそのためにとわらず、且つ又その他の生業をおきまして、困窮のどん底に陥つているといふのが、この北上川の水系を中心にしてしまった宮城、岩手の両県下の惨状の実情であります。

そこでこういう実情に対応いたしまして、何とかこれは根本的な治水計画、延いで利水並びに総合計画を立てるのでなければ、両県下の県民は誠にその困窮の一途を辿るばかりであるというので、昭和二十二年以来鋭意この問題に、岩手県も宮城県も、県政の

又私どものほうの財政的な制約を受け思方に任せなかつたのであります。その際我々いたしまして考えましたのは、大体三通りの案を考えたのであります。一つの案といたしましては、この宮城県と岩手県で一種の県連合の水利組合のような、いわゆる県水利組合のような総合水利組合を作つて、そししてこれを法律の規定に基いて国から強力なる補助を受けて、それによつてこの問題の解決に資したらどうかといふ案であります。ところがこの案はいわゆる自治体であるところの宮城県及び岩手県の連合で、その連合となるところのこの岩手、宮城の財政力といふものは、先ほど申上げました通り、極めて貧困でありまして、このいわゆる文なしの者が集まつたところで、なかなか財政的な目度が付かん。而うして、この前の説明にも申上げました通り、この総合計画を遂行いたしますには、約九百億の資金を要するのでありますけれども、到底両県の水利組合の連合会という形式では、この目的が達成し得ないし、且つ又両県のみを目的とするということになれば、いわゆる憲法上に言う住民の投票というような制約等もあつて、この案もなかなかむずかしいのではないかといふうに考えて、結論に到達しておらなかつたのであります。第二案は、いわゆる港湾法の規定のうちにありまする一種の公法人のような考え方で、その公法人によつて岩手、宮城を緊密に結んで、その公法人を中心としたいたしまして、これらの方の事業を完成させたらといふ考え方であります。而しながら、この公法人も今申上げました通り、資金の調達のその他におきまして、重大なる障害が

Digitized by srujanika@gmail.com

上川を中心とするその住民が、日夜念願しておるこの問題といふものの解決に当りたい、こういうのが本案の趣旨でござります。従つて本案につきましては、この地図で御覽になるよう、岩手、宮城を総合し、北上川の水系を中心にして、そうして一にはこれの治山、治水というものを完璧にすると共に、昔は大体石巻から盛岡の近所まで水運の便があつたのであります。これは芭蕉の奥の細道等を御覽になればおわかりの通り、帆かけ船を以て運航しておつたのですが、荒廃に荒廃を重ねたところの現状では、所々に水運を阻害するような場所等もありますので、従つていわゆる利水方面についても、十分これを考慮し、且つ又その治理は、從来單に堰堤の築造というところ

流におきまして、約五つのダムを作りまして、そのダムの築造によつて、約二千立方メートルぐらいの水を洪水量の場合においては調整する、且つ又一部には遊水地帯といふのを設けまして、そうしていわゆる大の虫を生かすために小の虫を殺すというよな建設前から、洪水のひどい場合においては、その田、畑を犠牲にいたしまして、そこを遊水にするというよな案も併用いたしまして、そうしてこの曾つて記録されました九千立方メートルの水を何とか調整しようといふような考え方が基礎になり、そのためにはこのダムの築造ということが先ず大きく岩手県の場合においては取上げられたのであります。同じように宮城県においても、約二カ所においてダムを築造する、その結果、そのダムの築造の結果、これ

でここに完璧を期したいというのがどうもこの法案の狙いであります。従事、と申しますれば、いわゆる治水は治水、治山は治山、利水は利水、或いは発電計画は発電計画、或いは又耕地造成は農林省において耕地造成というような場合に、そこに総合的な有機性がなければなりません。一例を申上げますれば、宮城県の場合で仙北地方において、昔の旧藩時代においては約十幾かの遊水地帯がございました。そうして自然的な調整を以て、これらの洪水問題の解決に当つておつたようではあります。ところが最近における食糧の増産問題から、この遊水地帯といふような問題から、この遊水地帯といふものを殆んど干拓いたしましたのであります。例えば一例を申上げますれば、品井沼という約六千町歩の沼が宮城県にあるのであります。

いうような点から見ますれば、どうして
てもこの法案を御通過頂きまして、そ
うしてこれら事業がいわゆる渾然一
体となつて総合され、そうしてそれに
よつてこの両県下を百年の安きに置き
たいというのが、今回この法案を通じ
まして、両県民の希望おこころでござ
ります。どうぞ委員各位におかれま
ましては、この両県下、いわゆる日本
にもかくのごとき、数年の間に何回も
洪水に見舞われ、而もその規模の大き
く、滯水期間が長く、而も困窮のどん
底にあるというようなのは他にないの
であります。そういう両県下の実態
を十分御認識下さいまして、この案に
対してできるだけ早く御審議をお願い
いたしますことをお願い申上げる次第
でございます。

あり、果してそれらの公法人を以て、これが完璧が期し得るかどうかかといふような点が相当論議になりまして、結論までに到達しない、その折に利根川につきましては、先般参議院において通過いたしましたあの利根川開発法案というものの御提出があり、而もあの構想は、いわゆる国の力と地方の力を渾然一体たる形において統合し、それを協力して総合的なこの計画といふものを協力を推進しようという一つの態勢を作ることの狙いに相成つたのであります。従つて北上川といたしましても、この利根川の開発法に準じまして、ここにかねて我々いたしまして、研究に研究を重ねて、そうしてない智慧を絞りに絞つたこれらの案を提出まして、そうして北上川開発法案というものを今回お手許に御審議を頂

に重点が置いてあつたのでありますけれども、これでは到底問題の解決にはならないであります。と申しますのは、昭和二十二年の九月の災害で、一関がいわゆる日本でも珍らしいような惨状を呈して、死傷者だけでも五百人を出したというような状況でございまして、非常な問題になつたのであります。要するに当時の北上川といふのは、大体宮城県と岩手県の境で、五千五百立方の水を流す、こういうような計画であつたのであります。ところがこのカザリン台風のときには、約四百五十ミリという未だ曾つて記録にないところの雨量があると共に、その水戻におきまして、約九千立方メターワークの水が流れたというような、誠に驚異的な水であつたのであります。従つて従来の計画を根本的に改革しなけ

にもござります通り、発電が可能と見ておるところの農業の改革となり、或いは又その一方におきましては、いわゆるこの北上川水系の治山、治水の実績によりまして、今まで遊水地帯であり、或いは水害地であるといふようちたものが、或いは灌漑の便を得、或いは又排水の便を得て耕地の改良に相成りますて、そうしてこれらを総合いたしますれば、約八十万石の食糧が両県下において増産するという結論に相成るものであります。なおそれに関連いたしまして、この地図でも御覽にならぬよう、根本は最近における山の荒廃でござりますので、一方においてはいわゆる造林計画を強力に推し進め行く、それに伴う砂防であるとか、或いは治山砂防であるとかといふ

ますが、その六千町歩も殆んど干拓されな
完了した、こういう状況になつてお
る。そこには約六百戸の農民が入つてお
るのであります。ところがこの是
井沼のごときも、この五カ年間に三
回水害に見舞われて、根本的にその農
業經營が覆えられ、而も滞水期間が約
三十日以上に亘つておるというような
状態で、これは要するに干拓事業と、
それに伴うところの排水並びに一方に
おける治山、治水というようなものの
計画が総合しておりませんものですか
ら、要する治水計画なり、それに対
応すべきいわゆる土木事業が完成しな
いうちに、農業のはうの干拓事業が進
捲し、それによつて米を植えるほうを
先にやつた、その結果はマツチしない
ところの治水が破れまして、五年のうち
に三度も水に見舞われるというよ

に重点が置いてあつたのでありますけれども、これでは到底問題の解決にはならないのです。と申しますのは、昭和二十二年の九月の災害で、一関がいわゆる日本でも珍らしいような惨状を呈して、死傷者だけでも五百人を出したというよろな状況でございまして、非常な問題になつたのであります。ですが、要するに当時の北上川といふのは、大体宮城県と岩手県の境で、五千五百立方の水を流す、こういうような計画であつたのであります。ところがこのカザリン台風のときには、約四百五十ミリという未だ曾つて記録がないところの雨量があると共に、その水量におきまして、約九千立方メーターの水が流れたというよな、誠に驚異的な水があつたのであります。従つて従来の計画を根本的に改革しなければならん。このためには岩手県の上流におきまして、約五つのダムを作りまして、そのダムの築造によつて、約二千立方メーターぐらいの水を洪水量の場合においては調整する、且つ又一部には遊水地帯というものを設けまして、そうしていわゆる大の虫を生かすために小の虫を殺すというよな建設前から、洪水のひどい場合においては、その田、畑を犠牲にいたしまして、そこを遊水にするというよな案も併用いたしまして、そうしてこの曾つて記録されました九千立方メートルの水を何とか調整しようといふよな考え方が基礎になり、そのためにはこのダムの築造ということが先ず大きく岩手県の場合においては取上げられたのであります。同じように宮城県においても、約二カ所においてダムを築造する、その結果、そのダムの築造の結果、これ

にもござります通り、発電が可能となるべく、その発電を基礎にして、又立達せられておるところの農業の改革となり、或いは又その一方におきましては、いわゆるこの北上川水系の治山、治水の完璧によりまして、今まで遊水地帯であります、或いは水害地であるといふようちたものが、或いは灌溉の便を得、或いは又排水の便を得て耕地の改良に相成りましたとして、そうしてこれらを総合いたしますれば、約八十万石の食糧が両県において増産するという結論に相成るものであります。なおそれに関連いたしまして、この地図でも御覽にならうと、根本は最近における山の荒廃でもござりまするので、一方においてはいわゆる造林計畫を強力に推し、せめて行く、それに伴う砂防であるとか、或いは治山砂防であるとかといふような面も併用いたしまして、そろそろここに完璧を期したいというのがこの法案の狙いであります。従事、しますれば、いわゆる治水は治水、治山は治山、利水は利水、或いは発電計畫は発電計畫、或いは又耕地造成は農林省において耕地造成というような大合に、そこに総合的な有機性がなければなりません。一例を申上げますならば、宮城県の場合で仙北地方において、昔の旧藩時代においては約十幾つかの遊水地帯がございました。そうして自然的な調整を以て、これらの洪水問題の解決に当つておつたようになります。ところが最近における食糧の増加から、この遊水地帯といふものを殆んど干拓いたしましたのであります。例えば一例を申上げますれば、品井沼という約六千町歩の沼が宮城県にあるのでありま

ますが、その六千町歩も殆んど干拓され完了した、こういう状況になつてゐる。そこには約六戸の農民が入つてゐるのであります。ところがこの品井沼のごときも、この五ヵ年間に三回水害に見舞われて、根本的にその農業經營が覆えされ、而も滞水期間が約三十日以上に亘つておるというような状態で、これは要するに干拓事業と、それに伴うところの排水並びに一方における治山、治水と、いふようなものの計画が総合しておりませんものですから、要する治水計画なり、それらに対するべきいわゆる土木事業が完成しないうちに、農業のほうの干拓事業が進捗し、それによつて米を植えるほうを先にやつた、その結果はマッチしないところの治水が破れまして、五年のうちに三度も水に見舞われるというようになります。な例が各所にあるであります。そういうような点から見ますれば、どうしてもこの法案を御通過頂きまして、そしてこれら事業がいわゆる渾然一体となつて総合され、そうしてそれによつてこの両県下を百年の安きに置きたいというのが、今回この法案を通じて、両県民の希望をおろとこでござります。どうぞ委員各位におかれましては、この両県下、いわゆる日本にもかくのごとき、数年の間に何回も洪水に見舞われ、而もその規模の大きさ、滞水期間が長く、而も困窮のどん底にあるというようなのは他にないのでありまして、そういう両県下の実態を十分御認識下さいまして、この案に対してできるだけ早く御審議をお願いいたしますことをお願い申上げる次第でございます。

う。以下同じ。又は耐火構造の住宅（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二條第七号に規定する耐火構造の住宅をいう。以下同じ。）の建設並びにこれらに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

2 前項に規定する住宅の構造について必要な技術的事項は、主務省令で定める。

同條第三項を削り、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「六十平方メートル」を「六十七平方メートル」に改め、同項を同條第三項とし、同條

第四項中「前項」を「同項」に改める。
第二十一條第一項及び第二項を次のように改める。

第十七條第一項又は第二項の規定による貸付金の利率は年五分五厘とし、その償還期間は、左のとおりとする。

区	別	償還期間
木造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれらに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	十八年以内	二十五年以内
簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	三十五年以内	三十五年以内

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

附則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、この法律施行前に住宅金融公庫が資金の貸付を又は貸付の申込を受理したものについては、償還期間については、この法律による改正後の住宅金融公庫法第二十一條の規定を適用し、他の事項については、なお從前の例による。